

意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けていただいたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)については、「PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」との問題意識のもと、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとする」との趣旨により創設された経緯を有しています。

しかしながら、3年間に及ぶ運用の中で、本制度が以下のような課題を内包していることが明確となってきました。

- 検証プロセスにおける中立性や透明性の不足(競争事業者のみに挙証責任を負わせること等)
- 効果的且つ厳格な指導の不在

特に本年においては、過年度以上に実効的な措置に踏み込むことなく、注視という名の下、事案を放置することで、競争環境の改善に資するものとなっていないのは勿論のこと、現状のNTTグループの行為を追認するに等しい結果となっています。

このような運用実態は、本制度が3年間の運用実績を経て、形式的なルーチンプロセス化の傾向を示していることの証左であると考えます。

そもそも、競争阻害の疑いのある行為に対し、既存の法制度の枠組みに捕われ、解釈論的に検証を行なうのみでは、前述の「ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」であるとした高い問題意識とギャップが生じるのは必然です。

これまでの運用において、本制度の課題が大方洗い出されたこと、また、本年が2006年骨太方針の閣議決定の中で「NTT組織の見直し議論」を想定していた節目の年に当たること等も踏まえ、総務省殿においては、あるべき競争環境の構築に向けた法制度の在り方を一から捉え直すといった本質的な取組みに大きく舵を切って頂くよう強く要望します。

なお、弊社共の認識としては、過去、競争事業者が指摘している競争阻害事案のほとんどが次に挙げる各点に起因するものと考えます。

- 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)が、公社時代からのボトルネック設備を継続して有することにより、アクセス回線や加入電話の膨大な顧客基盤を独占し、当該市場支配力をFTTH市場等に対しても行使していること
- このような状態を解消しないまま、持株会社体制でのグループ連携の進展や活用業務

の拡大を図ることにより、NTT 再編時の主旨を実質的に形骸化させていること

これらの点は、NTT グループの歴史的成り立ち等とも密接に関連する構造的問題であることから、既存の法制度の枠組みを前提とした小手先の措置では解消不能であり、あるべき制度の在り方等に踏み込んだ構造的対処にて解決を図るべき事項です。

従って、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)」において述べた、NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4 つの分離」等、抜本的な措置の実現に向け、本格的な議論を早急に開始すべきと考えます。

以上を踏まえた上で、次項より、各論点における弊社共意見を述べさせていただきます。

| 検証結果案 | | 意見 |
|-----------------------|---------------|---|
| (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 | ア 指定要件に関する検証 | <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点(意見 5~6)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情がないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を継続するという検証結果案に賛同します。 |
| | イ 指定の対象に関する検証 | <ul style="list-style-type: none"> 昨年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされた NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及びひかり電話網を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、それぞれ従来の考え方を変更する特段の事情が認められません。従って、これら設備について、引き続き、指定を継続するという検証結果案に賛同します。 <p>NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の指定電気通信設備の指定対象については、現行を維持すべきか等の論点(意見 9)、イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見 10)、加入者光ファイバについて、指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見 11)、メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバについて、指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見 12)、WDM 装置については、他事業者も自ら設置することが可能であり、指定電気通信設備</p> |

| 検証結果案 | | 意見 |
|------------------------|--|---|
| | の対象から除外すべきかという論点 (意見 15)について | |
| ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 | (イ) 次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)の帯域制御機能や認証・課金機能(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19)について | <ul style="list-style-type: none"> NTT-NGN が接続が不可欠な第一種指定電気通信設備であることを踏まえれば、接続事業者が希望した時点で遅滞無く接続が開始可能な状態としておくことが重要です。従って、接続事業者による多様且つ迅速なサービス提供が可能となるよう、技術的に可能な単位且つ適正なコストにて、予めアンバンドル化を行っておくことが必要と考えます。 |
| | FTTH市場における公正競争環境を確保するため、加入光ファイバ接続料水準や分岐端末回線あたりの接続料設定等の諸課題について所要の措置を講じるべきとの指摘(意見21)について | <ul style="list-style-type: none"> FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化傾向の進展は市場の停滞を引き起こしており、利用者料金への影響等、利用者利便の低下を誘引させる恐れが一段と高まっています。従って、OSU 共用の実現、さらには NTT 東西殿のアクセス網の分離等、FTTH 市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。 |
| (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規 | ア NTT 東西に所要の措置を要請する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 県域等子会社において NTT グループに対する禁止行為規制や公正競争要件の趣旨が徹底されない場合、公正競争が確保できない可能性があるとの考えに基づけば、こうした懸念を払拭する実効的な措置を講じる必要があると考えます。従って、仮に、現行の組織体制を前提とするのであれば、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制や、県域等子会社に対し禁止行為規制を適用する等、追加的ルールの整備が必要と考えます。 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-----------|----------------------|---|
| 制等の 検証 | イ 引き続き 注視する事 項 | <p>(ア) NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手續に際し、フレッツ光サービスへの勧誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘(意見28)について</p> <p>・ そもそも、NTT 東西殿が接続事業者の情報を保有している状態において、フレッツ光サービスの営業等を行なう構図が存在する限り、公正競争上の懸念は払拭されません。従って、管理部門が他事業者から得た情報と利用部門を実効上分離すべく、NTT 東西殿の組織構造等に踏み込んだ抜本的な措置を実施すべきと考えます。</p> |
| | | <p>(イ) NTT東西の通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの不当な行使や当該市場支配力を起点にしたグループドミナンスの行使がなされないよう注視が必要であるとの指摘(意見29、41)について</p> <p>・ そもそも、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力を有した状態で、上位レイヤとの連携や当該レイヤへの進出を図ることが認められるべきではありません。従って、アクセス網の分離等により、当該影響力を完全に解消することが不可欠であると考えます。</p> |
| | | <p>(ウ) NTTファイナンスが提供するNTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に当たることにより変わらないとの指摘(意見31)について</p> <p>・ 本件の問題の本質は、単なるサービス提供条件の排他性の問題ではなく、NTT東西殿及びNTTドコモ殿といったドミナント事業者同士が、グループ会社を通じ脱法的なセット割引を実施可能な状況にある点にあります。これらドミナント事業者同士のセット割引行為が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTTグループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> |
| | | <p>(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTド</p> <p>・ 販売代理店の独自施策であったとしても、これらが実質排他的な競争阻害性を有する販売行為である点を踏まえれば、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売</p> |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| | <p>コモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について</p> | <p>行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加的なルールが必要と考えます。</p> |
| | <p>(オ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見42)について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループ会社間において定常的な人事異動がなされている現状は、公正競争環境を実現するという移動体部門の分離並びにNTT再編の趣旨に反するものであると考えます。これら人事異動が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTTグループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。 |
| | <p>(カ) NTT東西及びNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられるとの指摘(意見44)について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループによる共同営業行為における実質的排他性は、NTTグループ内での顧客情報の取扱いや受託条件の公平性確保等の自主的措置のみで解消されるものではありません。これら共同営業行為が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTTグループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。 |
| | <p>(キ) NTTコミュニケーションズが</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT再編の趣旨を踏まえると、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿の加入者情報を持ち |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|---|
| | NTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見47)について | <p>続け、営業活動に活用することは、競争事業者とのイコールフットイングの観点において、明らかに問題です。従って、NTT再編時に継承した顧客情報をNTTコミュニケーションズ殿に廃棄させる、あるいは競争事業者にも同等に当該情報を所持可能とする等、イコールフットイングを確保するための措置を取るべきと考えます。</p> |
| | (ク) 活用業務認可制度によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化していることから、公正競争確保の観点から、活用業務認可制度の在り方の検証が必要等との指摘(意見49、50)について | <ul style="list-style-type: none"> 活用業務制度により、現在の業務範囲規制が形骸化し、NTT再編成の趣旨と齟齬をきたしているのは明らかです。NTT再編成の趣旨等に立ち戻り、資本分離、構造分離等に踏み込んだNTTグループの在り方の抜本的な見直しを行なうべきと考えます。 |
| | (ケ) NTT西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見52)、2009年度会計から、指定電気通信役務損益明細表にFTTHアクセスサービスの区分切り分けが実施されるが、NTT東西の内部相互補助を検証するため、①過年度を含めた当該会計データの公表、②営業費用の項目細分化、③設備管理部門と設備利用部門の分計の3点を追加して実施する | <ul style="list-style-type: none"> 本件の問題の本質は、独占市場である固定電話市場で得た利益を、公正競争の確保が不十分な新規市場であるFTTH市場に投下することにより、不当に新たな独占市場の創出を図ることにあると言えます。従って、会計データの透明性確保のみでは不十分であり、OSU共用の実現、さらにはNTT東西殿のアクセス網の分離等、FTTH市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|----------------|---|--|
| | <p>必要があるとの指摘(意見54)について</p> <p>(コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見53)について</p> <p>(サ) NTT東西のひかり電話に関して不適切な営業活動が行われていることから、NTT東西に対し営業マニュアル等の報告・公表等を義務付けるべきとの指摘(意見59)について</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本件の問題の本質は、単に放送サービスの提供に係るユーザ誤認の問題ではなく、公正競争確保が不十分なFTTH市場において、NTT東西殿の市場支配力が、放送サービス市場という周辺市場に行使されている構図そのものにあります。従って、当該サービスの営業手法の是正措置のみでは不十分であり、OSU共用の実現、さらにはNTT東西殿のアクセス網の分離等、FTTH市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。 本件の問題の本質は、単なる営業手法の適正性の問題ではなく、公正競争確保が不十分なFTTH市場において、NTT東西殿の市場支配力が不当に強化される構図自体にあります。従って、当該サービスの営業手法の是正措置のみでは不十分であり、OSU共用の実現、さらにはNTT東西殿のアクセス網の分離等、FTTH市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。 |
| ウ その他 の事項 | NTTドコモ等の電気通信事業者や 県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者 に追加すべきという指摘(意見39) について | <ul style="list-style-type: none"> そもそも、NTTグループが持株会社のもとに連携していることは、NTT再編の主旨に照らして問題であり、公正な競争環境の実現には、完全な資本分離が本質的な措置として必要であると考えます。資本分離が果たされていない現状においては、特定関係事業者にNTTドコモ殿等を追加し行為規制を課すことは、最低限の措置であり直ちに実施すべきです。 |
| エ 検証結果 に記載の | NTTドコモの「ホームU」サービスによるNTTドコモとNTT東西のFMC連 | <ul style="list-style-type: none"> そもそも、固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することは、電気通信市場の公正な競争確保に支障を及ぼすおそれが極めて高いと考えます。従って、NTTグループ内 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|--|---|
| ない事項 | 携は、実質的に「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」に当たる蓋然性が高いことから、差別的な共同行為が行われていないか等の検証を行うべきであるとの指摘(意見30)について | での FMC 連携については、ボトルネック性や市場支配力等の影響を完全に解消するまでは認められるべきではありません。 |
| | 直収電話サービスに係るジャンパ切替工事費について、NTT東西の加入電話サービスの工事費との間に差異があることは公正競争上問題があるとの指摘(意見35)について | ・ NTT 東西殿が水準差の理由としているリンク NG 等の事象は DSL サービスに限ったものであり、また、工事の実施内容も NTT 東西殿の加入電話サービスと同様であることから、工事費に差異を設ける必要性は存在しません。従って、直収電話サービス用と DSL サービス用で個別に料金設定を行う等により、NTT 東西殿の加入電話サービスと接続事業者の直収電話サービスの工事費を同額とするよう指導を行うべきです。 |
| | 携帯電話の相互接続に必要な電気通信番号に係る工事において、工事方法の違いから費用負担の面で不利益が生じており、NTT 西日本が一部の携帯電話事業者を不当に優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見36)について | ・ NTT 西日本殿の工事方法が要因で、携帯事業者間で工事費の負担に差分が生じていることは厳然とした事実であり、技術的・制度的に実現可能なこの問題の解決策を積極的に追求せず、自社グループ会社を優位に取り扱うような状態を放置し続ける場合には、総務省殿はさらに踏み込んだ指導を行うべきです。 |
| | NTTグループ各社が別個に資材調達を行っているとしても共同調達と同等の影響力が発生しうること、子会社等を介して実質的な共同調達 | ・ 持ち株会社を冠する現状の NTT グループの組織形態のままでは、グループ子会社等を介してベンダーに影響力を行使し得る構図に変わりなく、共同資材調達並びにそれに相当する行為に対する懸念は払拭できません。すなわち、この問題の本質的解決のためには、資本分離等構造的措置に踏み込んだ対応が不可欠です。 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| | <p>を行っている可能性があることから、これらを防ぐための追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見43)について</p> | |
| | <p>公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会は、実質的にNTTグループの営業拠点となり、共同営業の場になっているおそれがあることから、総務省において適切な指導監督を行い、指導状況を公表するべきであるとの指摘(意見45)について</p> | <ul style="list-style-type: none"> 当該財団法人において NTT グループに対する禁止行為規制や公正競争要件の趣旨が徹底されない場合、公正競争が確保できない可能性があるとの考えに基づけば、こうした懸念を払拭する実効的な措置を講じ、事前規制を有効に機能させるべきと考えます。具体的には、当該財団法人を通じた脱法的な共同営業行為を禁止させる等、追加的なルールを予め整備しておく必要があると考えます。 |
| | <p>公正競争環境確保のため、NTTグループ各社の社名やサービス名称等のブランドの在り方に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手する必要があるとの指摘(意見46)について</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本件の問題の本質は、旧国営という歴史的成り立ちにより培われた「NTT」の安定性・信頼性等の好意的なブランドイメージを、NTT グループ全体で共通利用することにより、グループとしての一体性を高め、あたかも同一会社であるかのような効果を生じさせている点にあると考えます。従って、NTTグループによるNTTブランドの使用を全面的に禁止する、若しくは全てのグループ会社に対して個別のブランド使用を義務付ける等により、実質的なブランド分離の措置を講じる必要があるものと考えます。 |
| | <p>NTT東西の作業単金は、一般的な水準に比して高いことにより公正競争上の問題が生じるおそれがあることから、本制度において追加的検証</p> | <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の各種工事に関するアウトソーシング先は、NTT グループ会社がほとんどであることが容易に想定されるところであり、この場合 NTT グループ内部での資金留保が可能であることから、コスト削減インセンティブが有効に機能しない構造である可能性が高いと考えられます。従って、NTT 東西殿の作業単金の適正性については、さらに踏み込んだ検証を行うべきで |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| | を行うべきとの指摘(意見55)について | す。 |
| | DSLサービスの事業者間変更について、NTT東西と接続事業者の間で契約内容の違いに起因する不平等が生じているため、早急に是正すべきとの指摘(意見56)について | <ul style="list-style-type: none"> DSL事業者とNTT東西殿との間の契約変更時のイコールフットティングを実現することが、この問題の本質的な解決策であると考えます。すなわち、NTT東西殿のDSLサービスから競争事業者の同サービスへの切り替え時において発生する契約変更及び追加的な手数料の発生については、NTT東西殿の契約約款変更や業務フロー見直し等で解消可能なはずであり、これを意図的に残置することは、競争阻害要因を放置しているに等しいと考えます。 |

以上